

さて、短期社債(電子CP)の会計処理における公開草案について、以下の通りコメント致します。よろしくご検討の程お願い申し上げます。

- 1) 公開草案第7号、2ページ目の1. 貸借対照表にて「電子CPの金額に重要性があるときは、追加情報として、電子CPが含まれている旨及び金額を貸借対照表に注記することが適当と考えられる」とあるが、金額の注記は不要と考えられる。
- 2) 電子CPと手形CPの経済的実質は同一であり、電子CPが完全に普及するまでの間は発行者がその時々々の環境や投資家要望に応じて両者を使い分けることも十分に想定される。法律上、短期社債と位置付けられたことをもって、こうした経済的実質が同一である調達手段の内訳を開示する必要性はないと考えられる。また「重要性」の解釈自体が、両者の経済的実質同一性を前提とすれば意味の無いものと考えられる。
- 3) 将来的には、無券面・電子化はCPだけでなく社債・株式等も含めて大きく拡大されてゆくが、仮に今回コマーシャルペーパーにおいて電子CPの金額を注記した場合、社債や株式においても電子化の有無で区分表記する方向に繋がらないかが大きく懸念される。
経済的実質が同一のものを単に電子化の有無で区分することについては、投資家等の混乱を招く可能性があると考えられる。

以上